

令和6年(2024年)5月27日

午後3時から午後5時まで

於：小田原市役所3階 議会全員協議会室

令和6年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会

次 第

1 協議事項

- (1) 令和5年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告について【資料1-1、1-2】
- (2) 令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画（案）及び予算（案）について【資料2-1、2-2】
- (3) 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について【資料3-1、3-2、3-3】

2 報告事項

- (1) 退出等意向申出路線について【報告1】 ※非公開

3 その他

卓上配付資料

- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・小田原市生活交通ネットワーク協議会規約
- ・【資料1-1】令和5年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告
- ・【資料1-2】令和5年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告
- ・【資料2-1】令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画（案）
- ・【資料2-2】令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）
- ・【資料3-1】国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について
- ・【資料3-2】地域間幹線系統補助認定申請に関する提出書類一覧
- ・【資料3-3】フィーダー系統補助認定申請に関する提出書類一覧
- ・【報告1】退出等意向申出路線について
- ・小田原市地域公共交通計画
- ・バスマップ（2024年3月発行）

令和6年度 小田原市生活交通ネットワーク協議会 会員名簿 (令和6年4月1日時点)

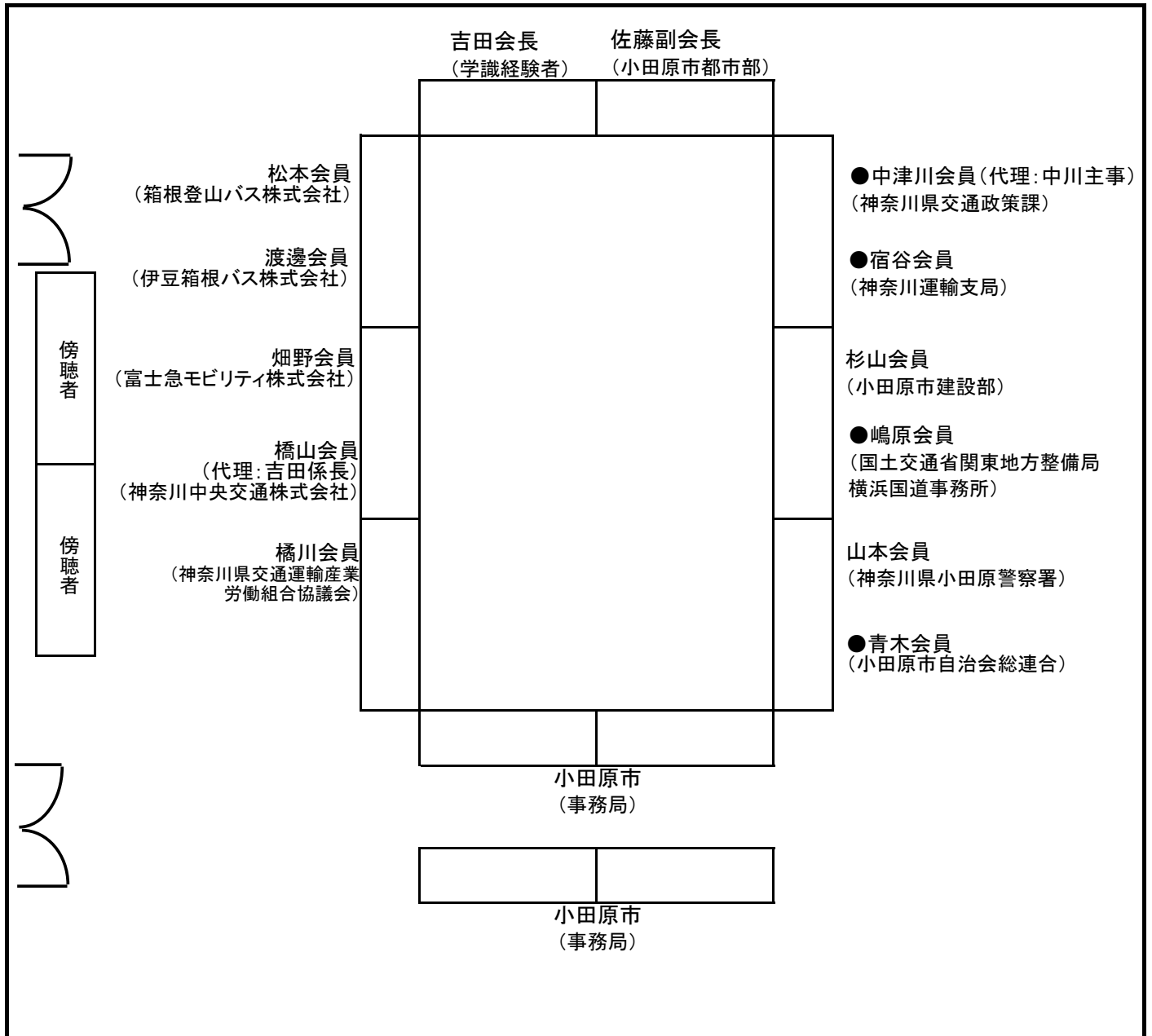
区 分		会 員		出 欠	備 考
		職 名	氏 名		
バス事業者	箱根登山バス株式会社	運輸部付課長	松 本 峰 雄	出 席	
	伊豆箱根バス株式会社	小田原営業所長	渡 邊 淳 也	出 席	
	富士急モビリティ株式会社	湘南営業所長	畑 野 政 信	出 席	
	神奈川中央交通株式会社	運輸計画部 課長	橋 山 英 人	代理出席 (吉田 敦彦)	
タクシー事業者	神奈川県タクシー協会 小田原支部	監事	曾 我 良 成	欠 席	
運転者が組織する団体	神奈川県交通運輸産業 労働組合協議会	委員	橋 川 直 広	出 席	
利用者・ 市民代表等	小田原市自治会総連合	曾我地区自治会連合会長	新 鹿 勲	欠 席	
	小田原市自治会総連合	片浦地区自治会連合会長	青 木 功	出 席	
	小田原箱根商工会議所	経営支援部 経営支援三課 課長	内 田 信 也	欠 席	監事
学識経験者	福島大学 前橋工科大学	教授 特任教授	吉 田 樹	出 席	会長
交通管理者	神奈川県小田原警察署	交通第一課長	山 本 真 之	出 席	
道路管理者	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	交通対策課長	嶋 原 謙 二	出 席	
	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター	工務担当部長	坂 口 勝 利	欠 席	
	小田原市	建設部長	杉 山 忠 嘉	出 席	
交通政策所管	国土交通省関東運輸局 神奈川運輸支局	首席運輸企画専門官	宿 谷 幸 利	出 席	
	神奈川県	県土整備局都市部 交通政策課 副課長	中津川 宗尉	代理出席 (中川 航)	監事
	小田原市	都市部長	佐 藤 正 和	出 席	副会長

区 分		職 名	氏 名	備 考
事務局	小田原市	副部長 (まちづくり交通課長事務取扱)	金 子 明 弘	事務局長
		まちづくり交通課副課長	木 澤 克 紀	
		まちづくり交通課主査	榎 本 龍 朗	
		まちづくり交通課主査	泉 遼 佑	
		まちづくり交通課主査	増 田 祐 士	
		まちづくり交通課主任	土 谷 海 斗	
		まちづくり交通課主事	葛 西 隼 太 郎	

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会

※任期：2年（令和5年(2023年)4月1日～令和7年(2025年)3月31日）

令和6年度第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会 座席表



● = 令和6年4月1日から会員に就任

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約

(目的)

第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び料金、運賃等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市

(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

- 2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。
(監査)

第10条 協議会の出納監査は、監事が行う。

- 2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。
(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議会が解散した場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。
(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

附 則（平成24年1月11日）

この規約は、平成24年1月11日から施行する。

附 則（平成２５年３月３１日）

この規約は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年３月３１日）

この規約は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和４年５月１日）

この規約は、令和４年５月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日）

この規約は、令和６年３月２８日から施行する。

令和5年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告

＜小田原市生活交通ネットワーク協議会＞

開催年月日	内 容
令和5年 8月23日	令和5年度 第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会 ○協議事項 ・令和4年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告 ・小田原市地域公共交通計画（素案）について ・移動支援の新たな取組（実証事業）について ・小田原駅バス停表示板の改修について
令和5年 11月20日	令和5年度 第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会（書面開催） ○協議事項 ・小田原市地域公共交通計画（案）について
令和5年 12月26日	令和4年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）に係る書面協議 ○協議事項 ・箱根登山バス及び伊豆箱根バスの地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用した障がい者用 IC カードシステム導入の事業評価について
令和6年 2月5日	令和5年度 第3回小田原市生活交通ネットワーク協議会 ○協議事項 ・片浦地域のバス路線について ※非公開 ・移動支援の実証事業について ※非公開 ・小田原市地域公共交通計画策定に係る市民意見等について ・デジタル田園都市国家構想交付金を活用した公共交通情報の高度化について ○報告事項 ・民間提案制度（新たな技術を活用した移動支援）について
令和6年 3月28日	令和5年度 第4回小田原市生活交通ネットワーク協議会 ○協議事項 ・小田原市生活交通ネットワーク協議会規約の一部改正について ・小田原市地域公共交通計画の策定について ○報告事項 ・片浦地域のバス路線について ※非公開 ・国の地域公共交通確保維持改善事業補助金について

資料1-2

令和5年度小田原市生活交通ネットワーク協議会決算報告

1. 歳入

(単位:円)

科 目	決算額	摘 要
負担金	9,528,000	小田原市
繰越金	1,164,540	前年度からの繰越
合計	10,692,540	

2. 歳出

(単位:円)

科 目	決算額	摘 要
会議費	101,975	NW 協議会開催に係る費用など (報酬、旅費、源泉徴収、需用費、振込手数料)
事務費	245,775	その他の打合せ等に係る費用など (報酬、旅費、源泉徴収、振込手数料)
事業費	9,328,770	小田原市地域公共交通計画策定業務(委託料、振込手数料)
	152,240	小田原駅構内バス停表示板改修業務 (委託料、振込手数料)
合計	9,828,760	

※歳入と歳出の差額 863,780 円は次年度に繰り越しとする。

監 査 報 告 書

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第10条第1項の規定により、
令和5年度収入支出決算について監査した結果、適正なものと認めます。

令和6年(2024年) 5 月 10 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会 監事

所属: 小田原箱根商工会議所

職名: 経営支援課長

氏名: 内田 信也 印

監 査 報 告 書

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約第10条第1項の規定により、
令和5年度収入支出決算について監査した結果、適正なものと認めます。

令和6年(2024年) 5 月 1 日

小田原市生活交通ネットワーク協議会 監事

所属: 神奈川県県土整備局都市部交通政策課

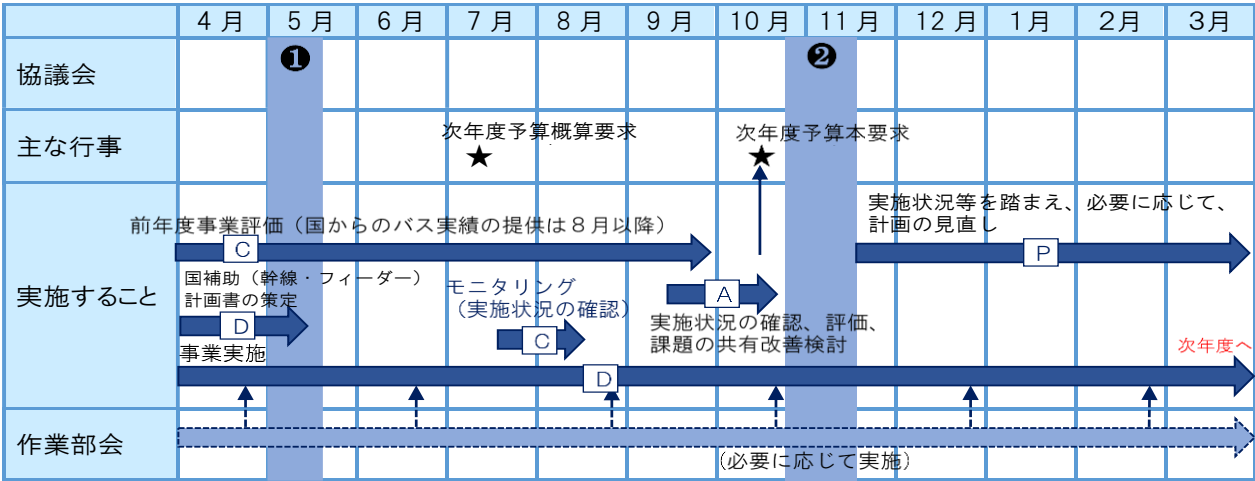
職名: 副課長

氏名: 中津川 宗尉 印

令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画（案）

開催年月日	内 容
令和6年 5月27日	第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会 ○協議事項 ・令和5年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業報告及び決算報告について ・令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会事業計画(案)及び予算(案)について ・国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について ○報告事項 ・退出等意向申出路線について
令和6年 7月	第1回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会 ○小田原市地域公共交通計画に位置付けた施策・事業の検討及び実施に向けた調整
令和6年 10月	第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会 ○施策・事業の検討・実施状況の確認
令和6年 11月	第2回小田原市生活交通ネットワーク協議会 ○施策・事業の検討・実施状況について（中間報告）
令和7年 2月	第3回小田原市生活交通ネットワーク協議会作業部会 ○施策・事業の検討・実施状況の確認・評価
令和7年 3月	第3回小田原市生活交通ネットワーク協議会 ○退出等意向申出路線の取扱いについて

単年度の進捗管理、評価スケジュール（地域公共交通計画 P.115 抜粋）



※P(Plan)、D(Do)、C(Check)、A(Action)をそれぞれ示しています。

令和6年度小田原市生活交通ネットワーク協議会予算（案）

1 歳入

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
負担金	200,000	小田原市
繰越金	863,780	前年度からの繰越
合計	1,063,780	

2 歳出

（単位：円）

科 目	予算額	摘 要
会議費	250,000	報酬、旅費、需用費（消耗品費）、 役務費（振込手数料）
事務費	300,000	報酬、旅費、需用費（消耗品費、 印刷製本費）、役務費（振込手数料）
事業費	300,000	需用費（消耗品費、印刷製本費）
予備費	213,780	
合計	1,063,780	

※但し、科目間の流用を認める。

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

1 R7事業年度分の補助申請

国の補助制度の見直しに伴い、「R7事業年度」から市協議会が計画認定申請書等を作成。
(これまでは、神奈川県生活交通ネットワーク計画協議会が作成)

(1) 地域間幹線系統確保維持費補助金 (補助率 1/2)

資料3-2

○主な補助要件

- ・複数市町村にまたがる系統であること
- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のものであること
- ・輸送量が15人～150人/日と見込まれるものであること
- ・経常赤字であること

○対象路線：富士急モビリティ (小田原駅～新松田駅)

(2) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金 (補助率 1/2)

資料3-3

○主な補助要件

- ・補助対象地域間幹線系統に接続するものであること
- ・既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するものであること
- ・経常赤字であること

○対象路線：箱根登山バス (小田原駅～石名坂)

国補助	バス事業者	路線	①計画認定申請	②交付申請	③事業評価	④交付
(1)地域間幹線系統	富士急モビリティ	小田原駅～新松田駅 西大友経由・ 下曽我駅経由の2路線	県協議会 ↓ 市協議会	バス事業者※ (変更なし)	県協議会 ↓ 市協議会	バス事業者※ (変更なし)
(2)地域内フィーダー系統	箱根登山バス	小田原駅～石名坂	市協議会	市協議会	市協議会	市協議会

※地域間幹線系統の交付申請者及び交付先は、制度上、法定協議会又はバス事業者となっているが、国は、バス事業者とする予定とのこと

2 R7事業年度分の補助申請に関するスケジュール



(補足)※交通不便地域指定：補助対象事業の要件の一部(場合によっては満たす必要がある。)指定期間は5事業年度。指定期間満了後、引き続き指定が必要な場合、再度申請が必要。

地域間幹線系統補助認定申請に関する提出書類一覧

- ① 地域公共交通計画認定申請書(様式1－1)
- ② 地域公共交通計画別紙
- ③ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
表1 添付資料 路線図
- ④ 表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ⑤ 表6 車両の取得計画の概要
- ⑥ 表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)
- ⑦ 生活交通確保維持改善計画(案)における生産性向上の取組
- ⑧ 運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(様式1-5)

番号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代 表 者 氏 名

小田原市生活交通ネットワーク協議会
小田原市荻窪 300 番地
会 長 吉 田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

小田原市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本路線については、小田原市地域公共交通計画において、地域公共交通ネットワークを構成する広域路線に位置付けています。代替となる交通手段がなく、地域の重要な移動手段となっている広域路線については、国や県、市からの運行補助も含め、公民連携での路線維持を検討することとしています。

このため、本路線については、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）の活用により、持続可能な運行を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

各系統の年間輸送人員及び収支率について、以下のとおり目標を設定する。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
富士急モビリティ 株式会社	新松田小田原線【第一生命・西大友経由】 (新松田駅～第一生命・西大友～小田原駅)	73,000人	87.92%
	新松田小田原線【下曽我経由】 (新松田駅～下曽我～小田原駅)	54,000人	67.89%

目標値の設定方法

(1) 目標年間輸送人員 運行回数1回当たりの利用者を現状より一人増やす

(2) 目標収支率 収支率を現状より1%改善する

(2) 事業の効果

地域間幹線バス系統を維持することにより、地域で生活する移動制約者の生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。

また、定量的な事業目標を導入することにより、収支改善を図るとともに、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
- ・県西部都市圏バスマップの作成・配布（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（事業者）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（事業者）
(小田原市地域公共交通計画 P90, 92, 110 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

運行系統の概要については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表2」を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。 ・OD調査
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
これまでの取組によって、利用促進につながっている路線もあることから、引続き実施していくほか、運行の継続や改善に向けた取組を検討するため、令和7年度計画についても、関係市町村と事業者と連携し、地域に利用促進に向けた啓発等や路線のダイヤ改正、運行区間の見直し等を行っていく。 系統別についての取組内容と目標については、別紙参照（別紙5・6）。
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
該当なし。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
「新松田小田原線【第一生命・西大友経由】」、「新松田小田原線【下曽我経由】」の確保維持を目的とする。 当該地域間幹線系統の確保維持のため、老朽化した車両の更新を支援する必要がある。併せて、どなたでも利用しやすい環境を整えるため、使用する車両の低床化を進める必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
(1) 事業の目標			
老朽化した車両を更新し地域間幹線を確保維持する他、どなたでも利用しやすい環境を整え、バリアフリー化を図るとともに、次のとおり目標を設定する。			
事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員	目標収支 率
富士急モビリティ 株式会社	新松田小田原線【第一生命・西大友経由】 (新松田駅～第一生命・西大友～小田原駅)	73,000人	87.92%
	新松田小田原線【下曽我経由】 (新松田駅～下曽我～小田原駅)	54,000人	67.89%
(2) 事業の効果			
地域間幹線系統が確保維持されるほか、車両を低床化し、どなたでも利用しやすい環境をつくることにより、利用者数の維持又は増加が期待できる。			
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」を添付。			
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
該当なし。			
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
該当なし。			
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】			
(1) 事業の目標			
該当なし。			
(2) 事業の効果			
該当なし。			

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和6年●月●日 当協議会で承認
19. 利用者等の意見の反映状況
小田原市地域公共交通計画の策定に当たり、令和5年12月15日から令和6年1月15日にかけて意見公募を行った結果、8人から43件の意見をいただきました。そのうち、補助路線に関わる意見は、1件（意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの）ありました。

【【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）小田原市荻窪 300 番地

（所 属）小田原市都市部まちづくり交通課

（氏 名）泉・土谷

（電 話）0465-33-1267

（e-mail）ma-koutsu@city.odawara.kanagawa.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土曜・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
小田原市	富士急モビリティ(株)	(1) 新松田駅～小田原駅 (第一生命・西大友経由)	1,581.0	
	富士急モビリティ(株)	(2) 新松田駅～小田原駅 (下曽我駅経由)	2,852.0	
合 計			4,433.0	

- (注)
1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
 2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

路線図

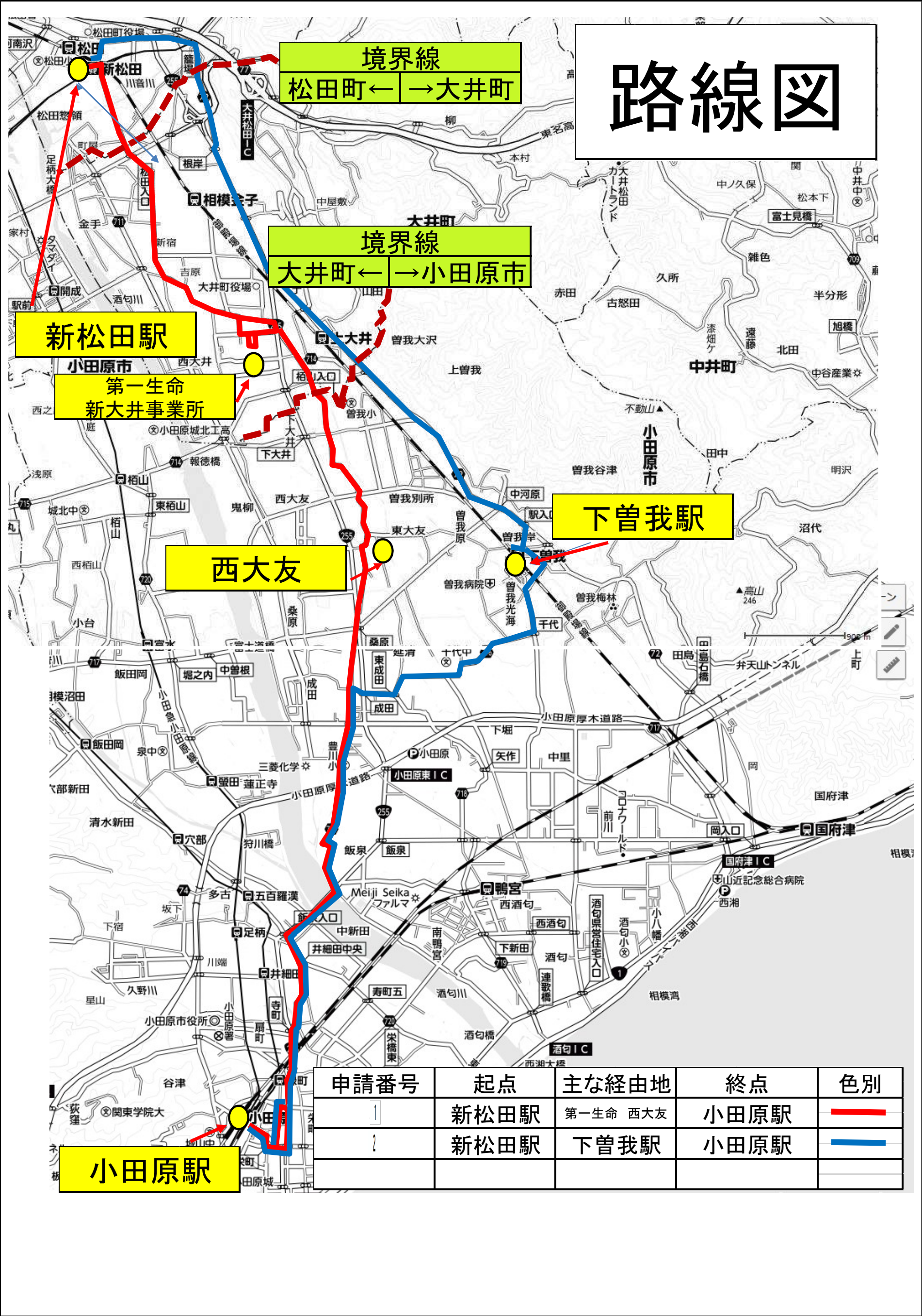


表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)
「令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から土曜・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」

事業者名	富士急モビリティ株式会社(令和7年度)
------	---------------------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業(令和5年度)					
	営業収益	231,622 千円	営業外収益	311 千円	経常収益(イ)	231,933 千円
	営業費用	273,609 千円	営業外費用	453 千円	経常費用(ロ)	274,062 千円
	営業損益	△ 41,987 千円	営業外損益	△ 142 千円	経常損益	△ 42,129 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 733,836.5				経常収支率	84.63 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業(令和4年度)					
	営業収益	201,050 千円	営業外収益	2,535 千円	経常収益(イ´)	203,585 千円
	営業費用	247,546 千円	営業外費用	1,292 千円	経常費用(ロ´)	248,838 千円
	営業損益	△ 46,496 千円	営業外損益	1,243 千円	経常損益	△ 45,253 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ´)	731,989.8				経常収支率	81.81 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業(令和3年度)					
	営業収益	182,990 千円	営業外収益	10,974 千円	経常収益(イ´´)	193,964 千円
	営業費用	245,674 千円	営業外費用	9,832 千円	経常費用(ロ´´)	255,506 千円
	営業損益	△ 62,684 千円	営業外損益	1,142 千円	経常損益	△ 61,542 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ´´)	km 702,556.5				経常収支率	75.91 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ´´÷ハ´´＝a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ´÷ハ´＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ＝c
山梨・静岡	363円.68銭	339円.94銭	373円.46銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3＝ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
山梨・静岡	359円.02銭	434円.16銭	359円.02銭	316円.05銭

C
b
a

ニ

ト0.316055416

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交通 再編事業を実施する区域にお けるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ＝ク	リ	ヌ	ル	ル÷チ			
																				①＝カッコ 内		
	1	1	小田原線	新松田駅	第一生命 西大友	小田原駅	365日	2,792.5 7.6	回	4.8	36.4人	往13. 0Km 復12. 7Km	12. 8Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	100%
	2	1	下曽我経 由小田原 線	新松田駅	下曽我駅	小田原駅	365日	2,062.5 5.6	回	3.6	20.1人	往16. 5Km 復16. 0Km	16. 2Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km	%	100%
合計			系統									往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		往 . Km 復 . Km	. Km	往 . Km 復 . Km	. Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ブ´	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額：ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ＝タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20＝レ	タ又はレのうちいずれか 少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益 ヤ´´	実車走行 キロ マ´´	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ´´÷マ´´＝d	経常収益 ヤ´	実車走行 キロ マ´	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ´÷マ´＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ÷マ＝f					
	1	1	100%	72,008.3km	25,852,419円	311円.33銭	24,269,867円	72,153.3km	336円.36銭	22,526,735円	72,153.3km	312円.20銭	20,545,896円	71,976.8km	285円.45銭	22,418,344円	3,434,075円	11,633,588円	3,434,075円
	2	1	100%	67,091.5km	24,087,190円	239円.98銭	18,059,446円	67,254.5km	268円.52銭	15,206,082円	67,254.5km	226円.09銭	15,154,517円	67,253.5km	225円.33銭	16,100,618円	7,986,572円	10,839,235円	7,986,572円
合計				139,099.8km	49,939,609円		42,329,313円	139,407.8km		37,732,817円	139,407.8km		35,700,413円	139,230.3km		38,518,962円	11,420,647円	22,472,823円	11,420,647円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外 乗入部分、同一補助ブ ロック都道府県外乗入 部分及び他路線との競 合部分以外に係るもの ソ×ヲ＝ツ	ソのうち補助ブロック外 乗入部分及び同一補助 ブロック都道府県外乗 入部分以外に係るもの ソ×ヲ´＝ツ´ ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2＝ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワーヨ＝ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合									
									都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の具体的概要	
									負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
	1	1	3,434,075円	3,434,075円 円	3,162,963円	3,162 千円	1,581 千円	3,434,075円	1,853,075円	円	%	円	%	円	%	円	%	
	2	1	7,986,572円	7,986,572円 円	5,704,694円	5,704 千円	2,852 千円	7,986,572円	5,134,572円	円	%	円	%	円	%	円	%	
				円		千円	千円			円	%	円	%	円	%	円	%	
合計			11,420,647円	11,420,647円 円	8,867,657円	8,866 千円	4,433 千円	11,420,647円	6,987,647円	円	%	円	%	円	%	円	%	

表6 車両の取得計画の概要

都 道 府 県 (市 区 町 村)	バ ス 事 業 者 等 名	補 助 対 象 車 両 数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
小田原市	富士急モビリティ(株)	3両	4,000
	計		4,000

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	富士急モビリティ株式会社
------	--------------

1. 車両取得の概要

初年度(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
山梨・静岡	11	小田原、下曽我経由小田原線	1、2	ノンステップ	スロープ板付	標準仕様	77	10.5	7 . 2	割賦
									.	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定額法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ヘ	普通償却限度額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ス	事業者償却額(円) ル	スとのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費 ヲ×ワ÷12(月)=カ	計画額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
11	49,100,000			49,100,000	49,099,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	8	2,000,000 円	1,000	13,000,000
													円		
計	49,100,000			49,100,000	49,099,999	15,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000		2,000,000 千円	1,000	13,000,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ヘの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	計画額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	計画額(千円) ヨ+ネ
2,000	1,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

2年目以降(令和7年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
山梨・静岡	9	小田原、下曽我経由小田原線	1、2	5
山梨・静岡	10	小田原、下曽我経由小田原線	1、2	6

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) の額=ラ	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ラ×0.2=ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	計画額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格(円) ラ-マ=フ
9	15,000,000	3,500,000	3,000,000		3,000,000	3,500,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	500,000
10	15,000,000	13,000,000	3,000,000		3,000,000	3,000,000	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500	10,000,000
											0
									円		
計	30,000,000	16,500,000	6,000,000		6,000,000	6,500,000	6,000,000		6,000 千円	3,000	10,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	計画額(千円) ケ+サ
6,000	3,000

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	円	%	円	%	円	%	

地域公共交通計画（別紙）（案）における生産性向上の取組
新松田駅～西大友・第一生命～小田原駅（富士急モビリティ株式会社）

1 これまでの改善等に向けた取組

当該系統は、地域住民の通勤、通学、通院や買い物等の生活交通として利用されており、必要な路線である。

これまでも利用促進に向け次の取組を実施している。

- ・県西部都市圏バスマップの作成・配布（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）

2 今後の取組

- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（富士急モビリティ）
- ・利用促進の実施（富士急モビリティ、小田原市）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（富士急モビリティ）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
運行回数(回/日)	9.5	9.5	9.8	8.6	7.6	7.6	7.6	7.6
路線キロ程(km)	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8
平均乗車密度	-	-	-	4.9	4.8	4.8	5.1	4.8
年間実車走行キロ(km) ※R7は年間計画実車走行キロ(km)	90,317.6	89,806.1	92,686.5	81,892.4	72,153.3	72,153.3	71,976.8	72,008.3
補助対象経常費用 A(千円) ※R7は見込額	27,087	28,580	30,060	28,051	26,241	24,528	26,880	25,852
経常収益 B(千円) ※R7は見込額	24,416	26,864	27,238	25,285	24,270	22,527	20,546	27,730
収支率 B÷A(%) ※R7は目標収支率 下記(2)参照	90.14	94.00	90.61	90.14	92.49	91.84	76.44	87.92
年間輸送人員 D(人) ※R7は目標年間輸送人員 下記(1)参照	98,712	89,737	88,352	72,235	63,611	63,750	70,546	73,000

(1) 目標年間輸送人員

- ①運行回数1回当たりの利用者を1人増やす

→1人×7.6回×365日=2,774人

- ②基準値

直近3年間(R3～R5)の年間輸送人員の平均値、またはR5の年間輸送人員と比較し高いものとする。

→65,969人(R3～R5平均)＜70,546人(R5年間輸送人員)

- ③R7目標年間輸送人員設定(①+②)

→2,774人+70,546人=73,320人

→百の単位を四捨五入、73,000人を目標値とする。

- ・設定理由

利用者、住民に分かりやすい目標とするため「運行回数1回当たりの利用者を増やす」という設定にした。

(2) 目標収支率

- ①年間事業収支率を1%改善する

- ②基準値

直近3年間(R3～R5)の収支率の平均値またはR5収支率のいずれか大きいほうとする。

→86.92%(R3～R5平均)＞76.44%(R5収支率)

- ③R7目標収支率設定(①+②)

→86.92%+1%=87.92%

- ・設定理由

収支率が改善していくことにより、将来的に補助金額の圧縮が期待できることから目標収支率を設定した。

(参考 補助金交付実績額の内訳

単位:千円)

年度	H28	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国	312	671	892.5	762.5	876.4	911.0	757.2

地域公共交通計画（別紙）（案）における生産性向上の取組
新松田駅～下曽我～小田原駅（富士急モビリティ株式会社）

1 これまでの改善等に向けた取組

当該系統は、地域住民の通勤、通学、通院や買い物等の生活交通として利用されており、必要な路線である。

これまでも利用促進に向け次の取組を実施している。

- ・県西部都市圏バスマップの作成・配布（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスの乗り方教室の実施（事業者・小田原市）

2 今後の取組

- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（富士急モビリティ）
- ・利用促進の実施（富士急モビリティ、小田原市）
- ・地球環境や利用者にやさしいEVバス導入による利用促進（富士急モビリティ）

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
運行回数(回/日)	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
路線キロ程(km)	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2	16.2
平均乗車密度	-	-	-	4.4	4.6	4.1	4.3	4.4
年間実車走行キロ(km) ※R7は年間計画実車走行キロ(km)	68,035.0	68,083.5	67,465.5	67,091.5	67,254.5	67,254.5	67,253.5	67,091.5
補助対象経常費用 A(千円) ※R7は見込額	20,404	21,667	21,880	22,981	24,459	22,862	25,116	24,087
経常収益 B(千円) ※R7は見込額	14,362	17,028	17,785	16,738	18,059	15,206	15,155	16,353
収支率 B÷A(%) ※R7は目標収支率 下記(2)参照	70.39	78.59	81.28	72.83	73.83	66.51	60.34	67.89
年間輸送人員 D(人) ※R7は目標年間輸送人員 下記(1)参照	56,491	56,512	56,683	45,434	41,355	45,249	52,305	54,000

(1) 目標年間輸送人員

- ①運行回数1回当たりの利用者を1人増やす

→1人×5.6回×365日=2,044人

- ②基準値

直近3年間（R3～R5）の年間輸送人員の平均値、またはR5の年間輸送人員と比較し高いものとする。

→46,303人（R3～R5平均）<52,305人（R5年間輸送人員）

- ③R7目標年間輸送人員設定（①+②）

→2,044人+52,305人=54,349人

→百の単位を四捨五入、54,000人を目標値とする。

- ・設定理由

利用者、住民に分かりやすい目標とするため「運行回数1回当たりの利用者を増やす」という設定にした。

(2) 目標収支率

- ①年間事業収支率を1%改善する

- ②基準値

直近3年間（R3～R5）の収支率の平均値またはR5収支率のいずれか大きいほうとする。

→66.89%（R3～R5平均）>60.34%（R5収支率）

- ③R7目標収支率設定（①+②）

→66.89%+1%=67.89%

- ・設定理由

収支率が改善していくことにより、将来的に補助金額の圧縮が期待できることから目標収支率を設定した。

(参考 補助金交付実績額の内訳

単位:千円)

年度	H28	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国	1,429.5	1,026.0	1,495.0	1,790.4	2,178.0	1,685.5	1,870.5

事業者名	富士急湘南バス株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	営業部	代表取締役 内田 実	印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	営業部	営業部長 畑野 政信	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和5年度）

実態調査日 令和5年6月24・25・28日 実施																						
運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数+の平均賃率 × 日数		平均賃率 (F) (円)				平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)
																総適用日数						
1	小田原線	新松田駅	第一生命 西大友	小田原駅	12.8	7.6	70,546	4.2	296,293.2	19,896,390	71,976.8	619,002	30,504	20,545,896	26,880,455	59.52 × 273日+67.09 × 92日 365日		61.42	4.5	34.2	有・無	
2	小田原線	新松田駅	下曽我駅	小田原駅	16.2	5.6	52,305	4.4	230,142.0	14,547,634	67,253.5	578,381	28,502	15,154,517	25,116,492	55.90 × 273日+62.96 × 92日 365日		57.67	3.7	20.7	有・無	
																					有・無	
合計					29.0		122,851		526,435.2	34,444,024	139,230.3	1,197,383	59,006	35,700,413	51,996,947							

〔記載要領〕

1. この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。）

なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度（基準期間）中における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員 × 1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度（基準期間）の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額 ÷ 停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切り捨て）。ただし、補助対象期間中の前々年度（基準期間）に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B) ÷ (C) ÷ (F)と算出し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度（基準期間）中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

（注）上記、記載要領中3. 以降において、前々年度（基準期間）とあるのは1. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2. 但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

様式第1－5（日本工業規格A列4番）

事業者名	富士急モビリティ株式会社		
運行計画担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	業務部	代表取締役社長 志村 公聖	印
補助金担当部門	(担当部門の名称)	(責任者役職・氏名)	
	業務部	業務部部长 畑野 政信	印

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表 (令和7年度)

実態調査日

第1号 2017年10月 4日・2018年4月18日 実施
第2号 2017年10月11日・2018年4月10日 実施
第3号 2017年10月12日・2018年4月19日 実施

運 行 系 統							年 間 輸 送 実 績					経 常 収 益			経常費用	平 均 乗 車 密 度 算 定			輸 送 量 (A) × (G)	市町村による 回数券購入 等の有無	備 考	
申請 番号	運 行 系統名	起点	主 な 経由地	終点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収 益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率 × 日数 + の平均賃率 × 日数	平均賃率 (F) (円)	平均乗車 密 度 (B) (C) × (F) (G)				
																総適用日数						
1	小田原線	新松田駅	第一生命 西大友	小田原駅	12.8	7.6	73,000	4.1	299,300.0	21,548,508	72,008.3	429,850	469,141	22,447,499	25,852,419			67.09	4.4	33.4	有・無	
2	小田原線	新松田駅	下曽我駅	小田原駅	16.2	5.6	54,000	4.6	246,600.0	15,301,569	67,091.5	401,134	437,312	16,140,015	24,087,190			62.96	3.6	20.1	有・無	
																					有・無	
合計					29.0		127,000		545,900.0	36,850,077	139,099.8	830,984	906,453	38,587,514	49,939,609							

[記載要領]

1. この書類は、補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。
(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る様式第1－5の添付を省略することができる。)

なお、様式1－8に基づく申請については当該年度の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること(補助対象系統のみ記載すること)。

2. 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。

3. 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。

4. 運行回数は、補助対象期間の前々年度(基準期間)中における1日の平均を小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。

5. 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。

6. 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。

7. 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の前々年度(基準期間)の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。

8. 実車走行キロは、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

9. 1系統当り経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。

10. 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること(銭未満切捨て)。ただし、補助対象期間中の前々年度(基準期間)に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。

11. 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。

12. 備考欄には、補助対象期間の前々年度(基準期間)中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。

13. 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。

14. 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。

(注)上記、記載要領中3.以降において、前々年度(基準期間)とあるのは1.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度を追加して読み替えるものとし、2.但し書きに該当しない場合は、基準期間の前年度、基準期間の前々年度、基準期間の前々々年度、基準期間の前々々々年度を追加して読み替えるものとする。

地域内フィーダー系統補助認定申請に関する提出書類一覧

- ① 地域公共交通計画認定申請書(様式1－1)
- ② 地域公共交通計画別紙
- ③ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び
運行予定者
表1 添付資料(運行予定系統を示した地図・運行ダイヤ・運行回数根拠)
- ④ 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
表5 添付資料 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分がわかる地図
- ⑤ 地域公共交通計画記載箇所一覧表
計画書該当ページ抜粋

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	小田原市生活交通ネットワーク協議会
住 所	小田原市荻窪 300 番地
代 表 者 氏 名	会 長 吉 田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(名称) 小田原市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本路線については、小田原市地域公共交通計画において、地域公共交通ネットワークを構成する広域路線に位置付けています。代替となる交通手段がなく、地域の重要な移動手段となっている広域路線については、国や県、市からの運行補助も含め、公民連携での路線維持を検討することとしています。

このため、本路線については、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）の活用により、持続可能な運行を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

事業の目標について、次のとおり設定します。

事業者名	運行系統名 (起点～終点)	目標年間 輸送人員
箱根登山バス株式会社	石名坂線 (小田原駅～石名坂)	37,663 人

目標値の設定方法

小田原市地域公共交通計画で定める「目標1-2 路線バスの年間利用者数の増加」に準じて設定

(2) 事業の効果

当該路線を維持することで、地域住民の移動手段が確保されます。

また、定量的な事業目標を導入することにより収支改善を図るとともに、適切な受益者負担やサービス水準へ誘導することが期待できます。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・利用時のサービス向上のため、乗務員に対する教育を実施（事業者）
- ・県西部都市圏バスマップの作成（小田原市ほか県西地域1市8町）
- ・バスロケーションシステムの導入による利便性の向上（事業者）
- ・地域との検討会において、路線バスの利用啓発を行うとともに地域が主体となり利用促進策を検討・実施（地域・小田原市）
(小田原市地域公共交通計画 P92、110 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「石名坂線」について、その運行に係る費用総額 21,656 千円から、運行収入 8,454 千円及び国庫補助金 2,723 千円、県補助金 1,361 千円を差し引いた差額分全額 9,118 千円を小田原市が補助することを見込んでいる。 ※なお、当該路線は、路線バスの転回スペースを確保するため、真鶴町にまたがって運行していることから、真鶴町の費用負担はありません。(真鶴町は地域公共交通計画未策定)。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・OD調査
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
令和 6 年●月●日 当協議会で承認
19. 利用者等の意見の反映状況
小田原市地域公共交通計画の策定に当たり、令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 15 日にかけて意見公募を行った結果、8 人から 43 件の意見をいただきました。そのうち、本補助路線に関わる意見は、ありませんでした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 小田原市荻窪 300 番地

(所 属) 都市部まちづくり交通課交通政策係

(氏 名) 泉・土谷

(電 話) 0465-33-1267

(e-mail) ma-koutsu@city.odawara.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間 幹線系統等と接 続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
小田原市 真鶴町	箱根登山バス(株)	(1) 石名坂線	小田原駅	根府川駅	石名坂	往 12.1 km 復 12.1 km	239回	1,195回			路線定期運行	①※1	小田原駅で補助対 象地域間幹線系統 富士急モビリティ (株)新松田小田原 線と接続	②※2
											※1 基準ハで該当する要件(別表7・9) ① 地域間幹線系統に接続するフィーダー系統であること ※2 基準ホで該当する要件(別表7) ② 既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に 基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの			
		(3)				往 km 復 km	日	回						
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

路線図

	系統		キロ程	備考
①	小田原駅～石名坂	— (赤)	12.1km	

小田原駅で補助対象地域間幹線系統
富士急モビリティ(株)新松田小田原線と接続



至 石名坂

至 小田原駅



石名坂

根府川駅

計画運行回数

1 計画運行回数 5.0 回

往路 5 便

復路 5 便

(1) 往路（小田原駅→石名坂）

箱根登山バス 小田原駅東口バス停 通過予定時刻表			
行先/時	平日 Weekday	土曜日 Saturday	日・祝日 Sun. & Holiday
	根府川駅経由	根府川駅経由	根府川駅経由
	石名坂	石名坂	石名坂
	ISHINAZAKA	ISHINAZAKA	ISHINAZAKA
6	① 43		
7	② 25		
8	③ 00	運行いたしません	運行いたしません
9			
10			
11			
12			
13	④ 48		
14			
15	⑤ 12		
16			
17			
18			
19			
20			
21			

(2) 復路（石名坂→小田原駅）

箱根登山バス 石名坂バス停 通過予定時刻表			
行先/時	平日 Weekday	土曜日 Saturday	日・祝日 Sun. & Holiday
	小田原駅東口	小田原駅東口	小田原駅東口
	ODAWARA Station	ODAWARA Station	ODAWARA Station
6			
7	① 25		
8	② 08 ③ 38	運行いたしません	運行いたしません
9			
10			
11			
12			
13			
14	④ 40		
15	⑤ 55		
16			
17			
18			
19			
20			
21			

石名坂線の運行日数・運行回数

表 1 添付資料

		A		B	C = A - B		D	E = C × D
	月間日数	土休日	平日	調整		運行日数	1日運行回数	月間運行回数
R6年10月	31	9	22			22	5.0	110
R6年11月	30	10	20			20	5.0	100
R6年12月	31	9	22	△ 2	12/30(月)、31(火)は休日ダイヤ	20	5.0	100
R7年01月	31	10	21	△ 2	1/2(木)、3(金)は休日ダイヤ	19	5.0	95
R7年02月	28	10	18			18	5.0	90
R7年03月	31	11	20			20	5.0	100
R7年04月	30	9	21			21	5.0	105
R7年05月	31	11	20			20	5.0	100
R7年06月	30	9	21			21	5.0	105
R7年07月	31	9	22			22	5.0	110
R7年08月	31	11	20	△ 4	8/12(火)～15(金)は休日ダイヤ	16	5.0	80
R7年09月	30	10	20			20	5.0	100
計	365	118	247	△ 8		239		1,195

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

資料3-3-④

市区町村名	小田原市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	23,972
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
小田原市地域公共交通計画	令和6年3月28日	—

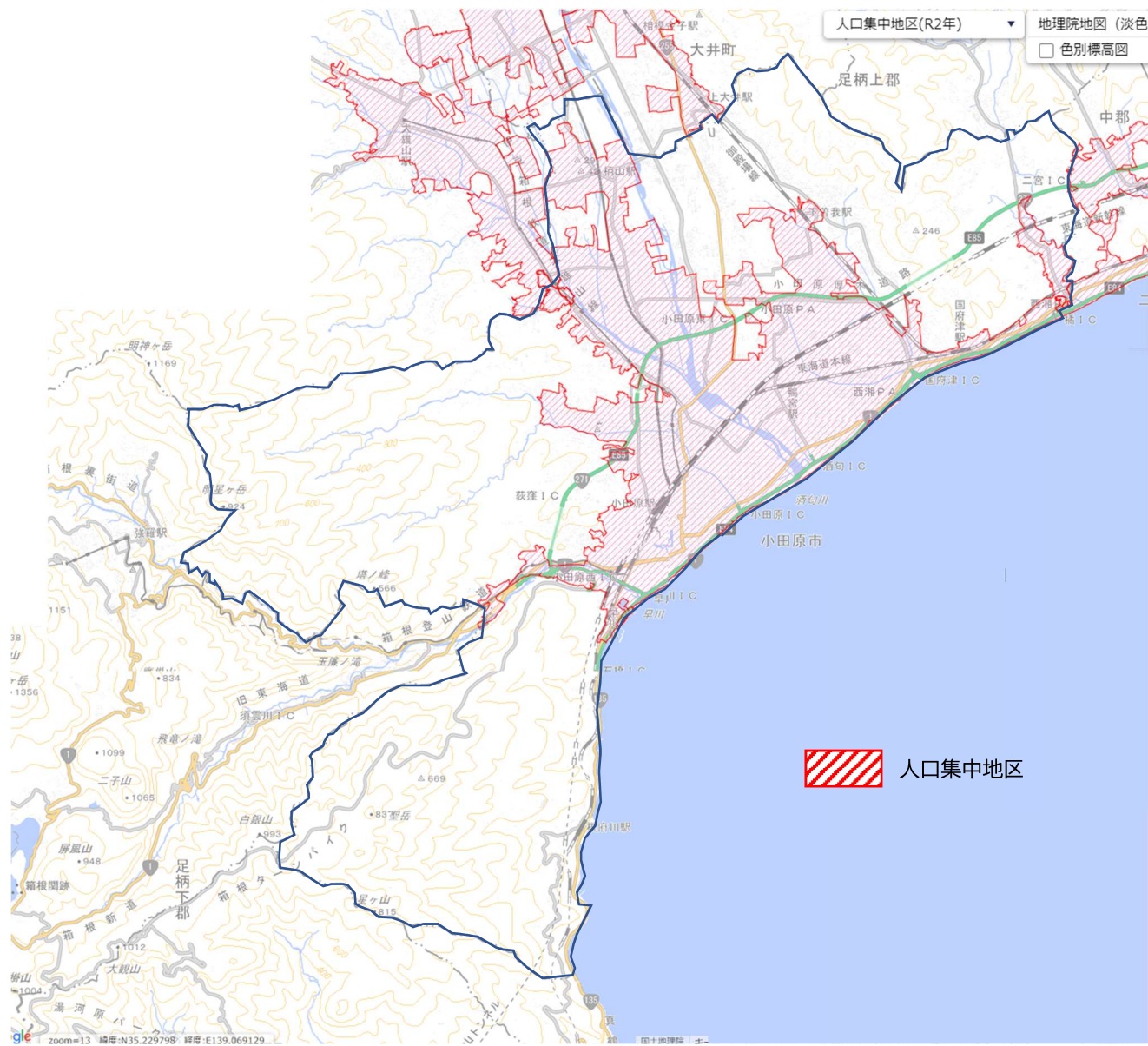
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

小田原市人口集中地区



小田原市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
小田原市地域公共交通計画 88 ページ
2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
小田原市地域公共交通計画 88 ページ
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
小田原市地域公共交通計画 89 ページ
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
小田原市市地域公共交通計画 89 ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第17条第1項

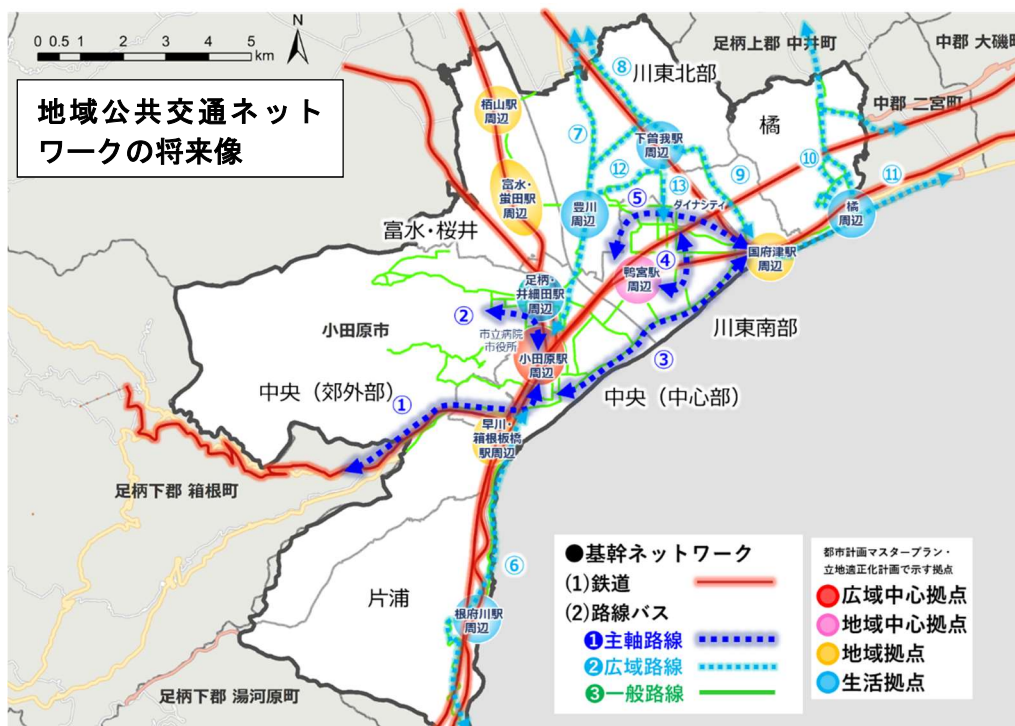
陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

③一般路線の維持（施策 No. 5）

一般路線については、他の路線同様に地域の重要な移動手段であることから、国の補助の活用も踏まえ、引き続き路線の維持に努めます。

実施主体（●：主体的に実施、○：主体と連携し実施）		実施スケジュール（年度）										
交通事業者	市	R6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
●	○	随時実施										



●地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統、地域内フィーダー系統補助）について

■対象路線の位置付け、事業の必要性

代替となる交通手段がなく、地域の重要な移動手段となっている広域路線については国や県、市からの運行補助も含め、公民連携での路線維持を検討します。次の3路線については交通事業者の経営努力だけでは路線の維持が難しいため、国の地域公共交通確保維持事業（幹線、フィーダー補助）の活用により持続可能な運行を目指します。

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域間幹線系統補助）

対象路線	位置付け	役割	確保維持策
⑦ 小田原駅～西大友～新松田駅	広域路線	小田原駅から西大友を經由し市外への広域移動を担う	(国) 地域間幹線系統確保維持費補助金を活用
⑧ 小田原駅～下曽我駅～新松田駅	広域路線	小田原駅から下曽我を經由し市外への広域移動を担う	(国) 地域間幹線系統確保維持費補助金を活用

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域内フィーダー系統補助）

対象路線	位置付け	役割	対象事業
⑥ 小田原駅～石名坂	広域路線	片浦地域を運行し、広域中心拠点や地域拠点を繋ぐ	(国) 地域内フィーダー系統確保維持費補助金を活用

■補助系統に係る事業及び実施主体の概要

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域間幹線系統補助）

対象路線（起点、経由地、終点）		事業許可区分	運行態様	実施主体
⑦	小田原駅～西大友～新松田駅	4条乗合	路線定期運行	富士急モビリティ株式会社
⑧	小田原駅～下曽我～新松田駅	4条乗合	路線定期運行	富士急モビリティ株式会社

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域内フィーダー系統補助）

対象路線（起点、経由地、終点）		事業許可区分	運行態様	実施主体
⑥	小田原駅～石名坂	4条乗合	路線定期運行	箱根登山バス株式会社

■定量的な目標と評価手法

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域間幹線系統補助）

対象路線		目標	データ取得方法	現況値 (R4年度) ※
⑦	小田原駅～西大友～新松田駅	年間利用者数	事業者保有データより毎年整理	63,750 人/年
⑧	小田原駅～下曽我～新松田駅	年間利用者数	事業者保有データより毎年整理	45,249 人/年

※⑦利用者数：新松田駅-西大井-小田原駅、新松田駅-第一生命新大井事務所-小田原駅

R3. 10. 1～R4. 9. 30 合計値

※⑧利用者数：新松田駅-下曽我駅-小田原駅の R3. 10. 1～R4. 9. 30 合計値

(国) 地域公共交通確保維持費補助金（地域内フィーダー系統補助）

対象路線		目標	データ取得方法	現況値 (R4年度) ※
⑥	小田原駅～石名坂	年間利用者数	事業者保有データより毎年整理	47,490 人/年

※⑥利用者数：小田原駅-石名坂の R4. 4. 1～R5. 3. 31 合計値

■⑥小田原駅～石名坂の取り扱いについて

当該路線は真鶴町に跨っていますが、転回スペースの確保のためによるものであり、真鶴町は費用負担をしていません（真鶴町は地域公共交通計画未策定）。